

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第4回改定 新旧対照表

ページ	(旧：平成26年4月版)	(新：令和2年4月版)
4-5-1	<p style="text-align: center;"><b>第5編 公園編</b></p> <p><b>第1節 公園設計</b></p> <p><b>第5101条 公園設計区分</b> 公園設計業務は、次の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本計画</li> <li>(2) 基本設計</li> <li>(3) 実施設計</li> </ol> <p><b>第5102条 基本計画</b> 基本計画とは、公園計画の基本的な概念を具現化することをいい、その内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現況調査、計画内容可（授与）の検討を十分に行うものとする。</li> <li>2. 地形図（公園種別に応じ、1:200～1:2500 程度）をもとに、与条件を考慮した公園設計を計画し、平面図を作成するものとする。</li> <li>3. 概略の数量計算及び工事費の算出を行うものとする。</li> <li>4. 基本計画についての説明を作成するものとする。</li> <li>5. 鳥瞰図及び透視図を作成するものとする。</li> </ol> <p><b>第5103条 基本設計</b> 基本設計とは、基本計画等で検討されたものに基づき、さらに精度の高いものとし、その内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 与条件を詳細に検討し、公園施設の配置及び主要構造物の概略設計を行い、平面図を作成するものとする。</li> <li>2. 断面計画は主要点について設計するものとし、断面図の縮尺は1:100 を標準とする。</li> <li>3. 主要施設、構造物等の概略図を作成するものとする。</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第5編 公園編</b></p> <p><b>第1節 公園設計</b></p> <p><b>第5101条 公園設計区分</b> 公園設計業務は、次の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本計画</li> <li>(2) 基本設計</li> <li>(3) 実施設計</li> </ol> <p><b>第5102条 共通事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計協議 業務の主要な区切りにおいて、監督員と行う打合せ・協議を発注課の打合せスペースあるいは現場等で行う。受託者は、その内容について相互に確認を行うために書面に記録をまとめなければならない。また、中間時の設計協議の日程に関しては、特記仕様書又は業務計画書に定められた日付あるいは監督員との協議による。ただし、進捗状況の報告、設計条件等の確認は電子メール等で随時行うこと。 ・業務着手時 業務の方針及び条件等の詳細についての打合せを、業務計画書等を用いて行う。 ・中間時 現地の状況や地元要望を踏まえて、再度業務の方針及び条件等の協議を行う。 ・成果納入時 成果品が協議内容に基づいているか確認を行う。必要に応じて、現地との整合性について、監督員と共に現地確認を行うこと。</li> <li>2. 照査 照査技術者は、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査 ②設計方法や設計手法の妥当性の照査 ③成果品の内容の適正照査</li> </ol> <p><b>第5103条 基本計画</b> 基本計画とは、上位計画等との整合、敷地の立地条件等を分析評価し、計画対象地における公園等の機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略の検討に基づいて、土地利用（空間構成）及び動線を定める等、公園等の基本的な内容を決定することである。標準作業内容は下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現況把握 ①計画条件の把握と整理</li> </ol>

ページ	(旧：平成29年4月版)	(新：令和2年4月版)
4-5-2	<p>4. 数量計算及び工事費の算出を行うものとし、実施施工を考慮して精度の向上を計るものとする。</p> <p>5. 基本設計について説明書を作成するものとする。</p> <p>6. 平面計画図に基づき、鳥瞰図及び透視図を作成するものとする。</p> <p><b>第5104条 実施設計</b>            実施設計とは実際に工事を行う設計図書を作成するものとし、内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 与条件の確認、現地調査を十分に行い設計を行うものとする。</li> <li>2. 設計対象物について、施工位置、構造、形状寸法、材質、工法、施工時期等を検討し設計するものとする。</li> <li>3. 上記2に基づき、計画平面図、断面図、施設詳細構造図等及び、実施設計書を作成するものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>②上位関連計画や各種関連資料の収集と整理</li> <li>③現地調査（計画対象地及びその周辺地域）            （植生や地形、土地利用状況、景観、用地境、簡易な測量や計測等）</li> <li>④自然・社会・人文・景観等の概況整理</li> </ol> <p>2. 敷地分析</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理</li> <li>②計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理</li> <li>③計画上の問題点や課題の整理</li> </ol> <p>3. 計画内容の検討及び設定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①基本方針の検討と設定</li> <li>②ゾーニングの検討と設定</li> <li>③導入施設の検討と設定</li> <li>④需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定</li> <li>⑤アクセスや動線の検討と設定</li> <li>⑥環境の保全と創出に関する検討と設定</li> <li>⑦空間構成の検討と設定</li> <li>⑧整備水準の検討と設定</li> <li>⑨維持管理方法の検討と設定</li> </ol> <p>4. 基本計画図の作成            提供されたベース図に基づいた基本計画平面図を作成すること。縮尺は公園種別に応じて次のとおりとする。            街区公園・近隣公園：1/300～1/500 地区公園・総合公園・運動公園：1/500～1/1,000            広域公園：監督員との協議による。</p> <p>5. 概算工事費の算出            同種事業の実勢価格等に基づき概算工事費を算出すること。</p> <p>6. 基本計画説明書の作成            上記検討資料を取りまとめた報告書を作成すること。</p> <p>7. 鳥瞰図又は透視図の作成            決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチを作成すること。</p> <p><b>第5104条 基本設計</b>            基本設計とは、基本計画において定めた基本的な内容に基づき、設計条件との整合を図り、技術的及びデザイン的、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行うことである。標準作業内容は下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 与条件の細部検討           <ol style="list-style-type: none"> <li>①与条件や基本計画の把握と整理</li> <li>②各種設計条件の整理と確認</li> </ol> </li> </ol>

ページ	(旧：平成29年4月版)	(新：令和2年4月版)
4-5-3	<p>4. 設計の根拠となる数量計算及び構造計画を行うと共に設計の適正の確認及び説明書も作成するものとする。</p> <p>5. 実施設計に基づき、明細書、工種別内訳書、工程別内訳書を作成するものとし、必要に応じ特記仕様書も作成するものとする。</p> <p><b>第5105条 定めのない事項</b> 本編（公園編）に定めのない事項は、他編によるものとする。</p>	<p>③各種設計基準の抽出と適用の確認</p> <p>④現地詳細調査（設計対象地とその周囲） ※敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など</p> <p>2. 諸施設の検討及び設定</p> <p>①基本計画内容の整合性確認</p> <p>②敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定</p> <p>③空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定</p> <p>④造成基本方針の検討と設定</p> <p>⑤植栽基本方針の検討と設定</p> <p>⑥供給処理設備基本方針の検討と設定</p> <p>⑦整備水準・目標工事費の検討と設定</p> <p>⑧維持管理基本方針の検討と設定</p> <p>3. 基本設計図の作成</p> <p>①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成</p> <p>②造成計画平面図の作成</p> <p>③施設計画平面図の作成</p> <p>④植栽計画平面図の作成</p> <p>⑤供給処理設備計画平面図の作成</p> <p>※①～⑤の図面縮尺は公園種別に応じて次のとおりとする。 街区公園・近隣公園：1/200-1/500 地区公園・総合公園・運動公園：1/500-1/1,000 広域公園：監督員との協議による。</p> <p>⑥主要断面図の作成</p> <p>※縮尺は公園種別に応じて次のとおりとする。 街区公園・近隣公園：1/100-1/200 地区公園・総合公園・運動公園：1/200-1/500 広域公園：監督員との協議による。</p> <p>⑦主要施設の構造イメージ図の作成（縮尺：1/30～1/100）</p> <p>4. 概算工事費の算出 社会標準単価に基づき概算工事費を算出すること。</p> <p>5. 基本設計説明書の作成 上記検討資料を取りまとめた報告書を作成すること。</p> <p>6. 鳥瞰図又は透視図の作成 決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチを作成すること。</p> <p><b>第5105条 実施設計</b> 実施設計とは、基本設計において定めた設計の指針及び骨格となる施設配置等の概略設計に基づき、安全性、機能性、施工性、デザイン性といった面から詳細の検討を行い、工事積算及び施工内容が十分に把握できる設計図書を作成することである。標準作業内容は下記のとおりである。</p>

ページ	(旧：平成29年4月版)	(新：令和2年4月版)
4-5-4		<p>1. 与条件の確認及び調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①与条件や基本設計の把握と整理</li> <li>②適用設計条件や設計基準の確認</li> <li>③関連機関との調整内容の確認</li> <li>④現地細部確認調査（設計対象地中心）</li> </ul> <p>※敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など</p> <p>2. 実施設計の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本設計内容の整合性確認</li> <li>②意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定</li> <li>③安全性・機能性に関する検討と設定</li> <li>④施工性・市場性に関する検討と設定</li> <li>⑤維持管理性に関する検討と設定</li> <li>⑥既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定</li> <li>⑦目標工事費との調整</li> </ul> <p>3. 実施設計図の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成</li> <li>②割付平面図の作成</li> <li>③造成平面図の作成</li> <li>④施設平面図の作成</li> <li>⑤植栽平面図の作成</li> <li>⑥供給処理設備平面図の作成</li> <li>⑦移設・撤去平面図の作成</li> </ul> <p>※①～⑦の図面縮尺は公園種別に応じて次のとおりとする。</p> <p>街区公園・近隣公園：1/100-1/500 地区公園・総合公園・運動公園：1/200-1/500  広域公園：監督員との協議による。</p> <p>必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧造成断面図の作成（縮尺：1/50～1/200）</li> </ul> <p>必要に応じて園路縦断図や排水縦断図を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨各種施設の構造図の作成（縮尺：1/10～1/50）</li> </ul> <p>必要に応じて図面特記事項を付記すること。</p> <p>関連機関との協議が必要となる場合は、必要な資料を作成すること。</p> <p>建築物の設置が伴う場合は、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書等を作成すること。</p> <p>4. 数量計算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算</li> </ul> <p>工種別内訳書に取りまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②実施設計の検討に伴う応力や容量の計算</li> </ul> <p>5. 概算工事費の算出</p> <p>提供された単価、市販の物価資料、見積り書等に基づき工事費を算出する。見積り</p>

ページ	(旧：平成29年4月版)	(新：令和2年4月版)
4-5-5	(追加)	<p>を取得する際は前提となる条件を設定した上で、原則として5者以上から取得し、一覧表（金額・社名・連絡先）を作成すること。なお、見積りを取得する際は、条件や取得先について監督員の承諾を得ること。</p> <p>6. 実施設計説明書の作成</p> <p>実施設計の検討時に作成した工法や製品などの比較表、施工時の留意事項など、適正に工事・維持管理を進めるために必要な事項を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p><b>第5106条 必要に応じて計上する作業</b></p> <p>各設計区分に係らず、必要に応じて計上を行う業務を以下に定める。なお、各作業の有無、開催回数等は設計図書による。なお、受託者の準備不足による開催回数の増加については、契約変更の対象とはしないものとする。</p> <p>1. ワークショップの開催</p> <p>ワークショップとは、計画又は設計案の作成に際して、地域住民等の参加を得て検討し、最終的な合意形成を図ることを目的とするものである。</p> <p>①企画・準備</p> <p>ワークショップの実実施計画を作成する。進め方については、地域の特性や参加者の意見を踏まえ、最適な手法を発注者と協議すること。合わせて、具体のプログラムに沿って、会場準備・備品準備・名簿整理等の開催準備を行う。</p> <p>②-1 資料作成</p> <p>発注者からの貸与資料、又は別途行われている計画業務等の資料を基に、当日のプレゼン用資料（パワーポイント等）や、参加者への配布資料等を作成する。</p> <p>②-2 実施・運営</p> <p>ワークショップ当日の資料説明、ファシリテーター（全体又は各グループ）、実施補助（記録等）を行う。</p> <p>②-3 実施記録まとめ</p> <p>ワークショップ開催後、当日の検討結果や意見、及び開催の様子等を整理する。また、これらの結果から運営に係る課題を整理する。</p> <p>②-4 開催打合せ</p> <p>ワークショップ開催のための打合せを行う。</p> <p>開催前：ワークショップの内容や運営方針など 開催後：結果の報告（議事録や写真等）と次回に向けた方針検討</p> <p>②-5 案内チラシの作成</p> <p>ワークショップ開催を案内するチラシ（原稿作成まで、印刷・配布は別途）の作成。</p> <p>②-6 ニュース等の作成</p> <p>ワークショップの結果を案内するチラシ（原稿作成まで、印刷・配布は別途）の作成。</p> <p>③報告書作成</p> <p>各回のワークショップの結果を整理し、業務報告書として取りまとめる。</p> <p>2. 住民説明会の開催補助</p>

4-5-6

住民説明会とは、発注者が主体となり、計画又は設計案について、地域住民等に向けてその内容を説明し意見交換等を行って、最終的な合意形成を図ることを目的とするものである。

①資料作成  
発注者からの貸与資料、又は別途行われている計画業務等の資料を基に、当日のプレゼン用資料（パワーポイント等）や、参加者への配布資料等を作成する。

②実施・運営補助  
説明会当日の資料説明、実施補助（記録等）を行う。

③実施記録まとめ  
説明会開催後、当日の検討結果や意見、及び開催の様子等を整理する。また、これらの結果から運営に係る課題を整理する。

④開催打合せ  
説明会開催のための打合せを行う。  
開催前：説明会の内容や運営方針など  
開催後：結果の報告（議事録や写真等）と次回に向けた方針検討

3. 関連機関との協議  
道路・河川・文化財等関連機関との協議や地元との調整を行うことで、実施設計に係る課題を整理し、設計内容に反映させることを目的とする。具体的な協議方法、事務手続き、調整方法は監督員との協議による。

(追加)

**第5107条 定めのない事項**

本編（公園編）に定めのない事項は、他編によるものとする。

4-5-7

**第2節 成果品**

**第5106条 成果品**

受注者は、表 5.1 に示す成果品を作成し、第 13 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

**表 5.1 公園設計 成果品一覧表**

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	図 面	摘 要
基本計画	計 画 図	現況平面図	1：200～1：2,500	A 3	
		計画平面図	1：200～1：2,500	A 3	着色1部
	説 明 書	基本計画説明書	—	—	概算工事費含む
	鳥 瞰 図 及 び 透 視 図	鳥瞰図	—	A 3	縮小版は写真可
		透視図	—	A 3	〃
	(追加)	(追加)			
(追加)	(追加)				
基	計 画 図	計画平面図	1：200～1：2,500	A 3	

**第2節 成果品**

**第5108条 成果品**

受注者は、表 5.1 に示す成果品を作成し、第 13 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

**表 5.1 公園設計 成果品一覧表**

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	図 面	摘 要
基本計画	計 画 図	現況平面図	別途記載	A 3	
		計画平面図	別途記載	A 3	着色1部
	説 明 書	基本計画説明書	—	—	概算工事費含む
	鳥 瞰 図 及 び 透 視 図	鳥瞰図	—	A 3	縮小版は写真可
		透視図	—	A 3	〃
	照 査	照査報告書			
打 ち 合 せ	打合せ記録簿				
基	計 画 図	計画平面図	別途記載	A 3	

ページ	(旧：平成29年4月版)					(新：令和2年4月版)						
4-5-8	実施設計	計画断面図	1:100~1:500	A3	着色1部	計画断面図	別途記載	A3	着色1部			
			適宜	A3			別途記載	A3				
		説明書	基本設計説明書	—	—	概算工事費含む	説明書	基本設計説明書	—	—	概算工事費含む	
			鳥瞰図及び透視図	鳥瞰図	—	A3		小版は写真可	鳥瞰図	—	A3	小版は写真可
		(追加)	透視図	—	A3	〃	(追加)	透視図	—	A3	〃	
			(追加)	(追加)	—			(追加)	(追加)	—		
		実施設計	計画図	計画平面図	1:200~1:1,000	A3	(追加) 植栽計画図含む	計画図	計画平面図	別途記載	A3	着色1部 植栽計画図含む
				断面図	1:200~1:500	A3	着色1部		断面図	別途記載	A3	着色1部
				施設詳細構造図	1:10~1:100	A3				施設詳細構造図	別途記載	A3
			説明書	実施設計説明書	—	—		説明書	実施設計説明書	—	—	
	(追加)			(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		(追加)	—		工種別に内訳
	設計書 (削除)		実施設計書 (削除)	— (削除)	— (削除)		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
			(追加)					数量計算 概算工事費の算出	構造計算書			見積り書等算出根拠及び積算データを含む
	(追加)		(追加)			(追加)	工事費算出書					
	(追加)	(追加)				照査	照査報告書					
	(追加)	(追加)					打ち合せ	打ち合せ記録簿				

\*図面の縮尺欄には、図面サイズ（A3）と縮尺を表示する。（例 A3-1:500）

**第3節 参考図書**  
**第5107条 参考図書**  
受注者は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。なお、これら以外の図書を参考とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。  
(追加)  
1. 浜松市都市公園条例  
2. 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン・国土交通省・H24.3 (削除)  
3. 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針・浜松市・H17.3 (削除)  
4. 施設整備マニュアル（静岡県福祉のまちづくり条例）・静岡県・H8.1 (削除)  
5. 防災公園計画・設計ガイドライン・都市緑化技術開発機構・H11.3 (削除)  
6. 都市公園技術標準解説書・（一社）日本公園緑地協会・H25.6 (削除)  
(追加)  
(追加)  
(追加)  
(追加)

\*図面の縮尺欄には、図面サイズ（A3）と縮尺を表示する。（例 A3-1:500）

**第3節 参考図書**  
**第5109条 参考図書**  
受注者は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。なお、これら以外の図書を参考とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。  
1. 都市公園法  
2. 浜松市都市公園条例  
3. 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン・国土交通省  
4. 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針・浜松市  
5. 施設整備マニュアル（静岡県福祉のまちづくり条例）・静岡県  
6. 防災公園計画・設計ガイドライン・都市緑化技術開発機構  
7. 都市公園技術標準解説書・（一社）日本公園緑地協会  
8. 都市公園技術基準・国土交通省  
9. ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり・（一社）日本公園緑地協会  
10. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針・国土交通省  
11. 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014・（一社）日本公園施設業協会